

外ヶ浜町景観計画

令和2年7月
外ヶ浜町

目次

序章	景観計画の策定にあたって	
	1. 景観とは.....	2
	2. 景観法、景観計画とは.....	3
	3. 景観計画の役割と位置づけ.....	4
	4. 上位・関連計画が示す景観形成に関連する方針.....	5
	5. 関連法による土地利用規制.....	6
	6. 外ヶ浜町景観計画の構成.....	8
第1章	外ヶ浜町の景観特性と課題	
	1. 外ヶ浜町の概況.....	10
	2. 外ヶ浜町の景観特性と景観構造.....	20
	3. 外ヶ浜町の景観の現況と課題.....	22
第2章	外ヶ浜町における景観形成の目標と基本的な方向性	
	1. 外ヶ浜町における景観形成の目標.....	32
	2. 外ヶ浜町における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方.....	33
第3章	景観法に基づく事項等	
	1. 景観計画の区域.....	36
	2. 区域区分.....	36
	3. 重点地区.....	38
	4. 一般地域.....	45
	5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針.....	49
	6. 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	50
	7. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項.....	51
第4章	計画の運用に関する事項	
	1. 各主体の役割.....	54
	2. 外ヶ浜町景観計画の運用.....	55
資料編		
	景観計画の策定体制.....	58
	景観計画の策定経緯.....	58

序章

景観計画の策定にあたって

序 章

景観計画の策定にあたって

1. 景観とは

(1) 「景観」の捉え方

景観は、海、山、川等の自然環境や建築物、道路等の構造物といった目に見える姿・形だけでなく、その土地の歴史・文化、生業等、そこに息づくあらゆる要素の積み重ねによって映し出されるものです。これらは、長い時間をかけて培われていくものであり、人々の日々の営みに密接な関わりがあるものです。

また、景観という言葉は、目に見える対象の姿・形など物理的な眺めを表す「景」と、人が感じるものや印象を表す「観」が組み合わされた言葉です。つまり、景観は、物理的な眺めを人が感じることによって成立するものと捉えられます。

(2) 景観づくりの発展性

良好な景観は、単に「きれいな物理的な眺め」ではなく、見る人が「良好と感じる眺め」であることが大切です。

見た目の美しさを求めるだけでなく、地域の歴史・文化等を活かしながら景観づくりを進めることは、そこに暮らす人々が郷土を今まで以上に意識し、地域への愛着や誇りをより強く持つことにつながります。

そして、景観づくりの結果として生まれる良好な景観は、そこに暮らす人々にゆとりや潤いをもたらすとともに、そうした暮らしのあり様や地域への愛着、誇りが、訪れる人々には地域の魅力として映り、多くの人々を引き寄せるようになります。

このように、良好な景観の形成は、まちの美しさや魅力の高まりを生み、長期的には、定住人口・交流人口の拡大、産業の発展等、地域活性化へ波及していく可能性があります。

2. 景観法、景観計画とは

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成16年6月に制定されました。

景観計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体^{※1}が、良好な景観の形成を図るために、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

景観法では、景観計画に定める事項として、必ず定めなければならない項目（必須項目）、定めることが望ましい項目、地域の実情に応じて選択できる項目（選択事項）を規定しています。

※1 景観行政団体：景観法第7条に定義される地域における景観行政を担う主体。

地方自治法上の指定都市又は中核市の区域にあってはそれぞれ当該指定都市又は当該中核市が、その他の市町村の区域にあっては都道府県がその役割を担う。ただし、景観法の規定に基づく事務（景観行政事務）の処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあっては当該市町村が景観行政団体となる。

景観計画に定める事項（法第8条第2項及び第3項）

■ 必須事項（法第8条第2項第1号から第3号）

- 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

■ 定めることが望ましい事項（法第8条第3項）

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

■ 選択事項（法第8条第2項第4号）

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ）
- 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）
- 景観重要公共施設の許可の基準（法第8条第2項第4号ハ）
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ）
- 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第4号ホ）

図 景観計画に定める事項

3. 景観計画の役割と位置づけ

(1) 景観計画が担う役割

景観計画は次の役割を果たします。

総合的な景観形成の推進基盤としての役割

都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法等の関連する様々な法律や、「第2次外ヶ浜町総合計画」等の各種行政計画との連携を図り、景観形成に関する総合的な施策推進を行うためのマスタープラン的役割を果たします。

本町の景観に対する町民の認識を深める役割

美しい景観を守り、育て、創造していくためには、まず、本町が有する多様な景観を把握し共有することが必要です。景観特性を明確に示すことで、次の世代に伝えるべき景観に対する町民共通の認識を深める役割を果たします。

町民、事業者、行政等の連携・協働を促す共通指針としての役割

町民、事業者、行政等の多様な主体が景観形成の目標や各々の役割を理解・共有し、景観法に基づく諸制度を積極的に活用しながら、連携と協働による景観づくりを推進するための共通指針としての役割を果たします。

(2) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づき、景観行政団体として本町が定める景観形成の基本的な指針となるもので、「第2次外ヶ浜町総合計画」などの上位・関連計画との整合と連携を図りつつ、本町の良好な景観の形成に関する方針や具体的な取組みを示すものです。

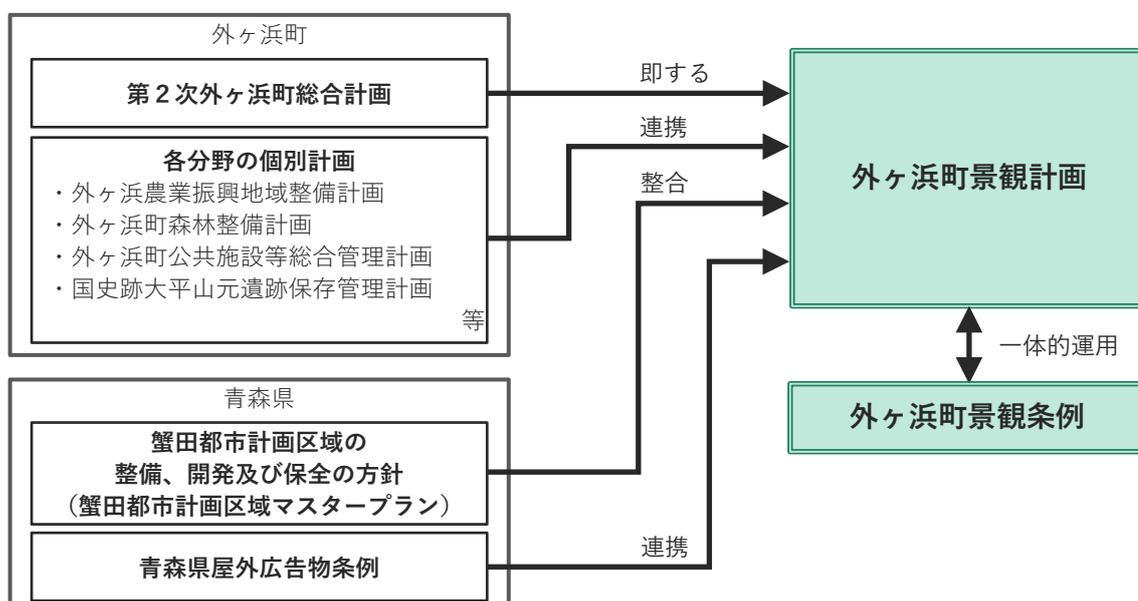


図 外ヶ浜町景観計画の位置づけ

4. 上位・関連計画が示す景観形成に関連する方針

上位、関連計画では、豊かな自然環境との共存、観光振興、地域文化の醸成に資する景観形成の必要性が示されています。

表 主な上位・関連計画が示す景観形成に関連する方針等

上位・関連計画	上位・関連計画が示す景観形成に関連する方針等
蟹田都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針 (蟹田都市計画区域マスタープラン)(青森県、H23.2)	<p>【都市づくりの基本理念】 青い海・力強い風・緑ゆたかな半島 三つの個性を結んでつくる新しいつがるの創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆安心して定住できるまちづくり ◆豊かな自然環境と共存するまちづくり ◆地域特性を活かした産業が躍動するまちづくり
第2次外ヶ浜町総合計画 (外ヶ浜町、H27.12)	<p>【テーマ】 人口減少社会でも“きらり”と光る活力と魅力あふれるまちづくり</p> <p>【基本方針(政策)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆産業が躍動するまちづくり(産業の振興・雇用の拡大) <ul style="list-style-type: none"> ○観光の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡大平山元遺跡、義経渡海伝説、(歌)津軽海峡・冬景色を、観光資源として活用します。 ・海、山、森林、温泉、食等を活用したグリーン、ブルー・ツーリズム、周遊滞在型観光等、地場産品、景観、歴史、文化遺産の複合的PRを図り、交流滞在や体験が可能な観光ゾーンの新たな整備、観光メニューの開発を行います。 ○地場産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然、景観等を活かした、フィルムコミッション設立の検討をします。 ◆住み続けていたいまちづくり(生活環境の整備) <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・環境と調和した美しいまち並みを形成します。 ◆誇りと愛着のあふれるまちづくり(教育・文化の振興) <ul style="list-style-type: none"> ○地域文化の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・既策定の「史跡大平山元遺跡等保存管理計画」を踏まえ、史跡の保存と活用を推進します。具体的には、「史跡大平山元遺跡整備基本構想」の策定や「基本計画」の策定を進め、今後の整備に備えます。
新しいまちづくり計画 (外ヶ浜町、H26.12)	<p>【まちづくりの基本理念】 青い海・力強い風・緑ゆたかな半島 三つの個性を結んでつくる新しいつがるの創造</p> <p>【まちづくりの方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆豊かな自然環境と共存するまちづくり：自然環境の保全、生活環境の整備 等 ◆地域特性を活かした産業が躍動するまちづくり：観光の振興 等 ◆誇りと愛着のあふれるまちづくり：地域文化の醸成 等

- ◆豊かな自然環境との共存
- ◆観光振興
- ◆地域文化の醸成

に資する景観の形成

5. 関連法による土地利用規制

(1) 都市計画法

本町では蟹田地区の一部が都市計画法に基づく蟹田都市計画区域に指定されています。

都市計画区域のうち国道 280 号の東側の一部は、同法に基づく用途地域が指定されており、建築物の用途や規模等によって開発が規制されています。

(2) 森林法

本町では町域の大部分を占める山林や丘陵地において、国有林区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林区域が指定されており、一定規模以上の林地開発が規制されています。

集落に近い山裾等が地域森林計画対象民有林区域や保安林区域、広大な奥山が国有林区域に指定されています。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律

本町では蟹田川沿川や沿岸部の農地において、農用地区域が指定されており、土地利用の転換が規制されています。

(4) 自然公園法

本町には津軽国定公園の指定地域があり、建築物の新築・増改築、土地の形質変更等の行為が規制されています。町域北端の一部が特別保護地区、その他の陸域が特別地域、海域が普通地域に指定されており、特別保護地区と特別地域は許可制、普通地域は届出制となっています。

(5) 自然環境保全法

本町には平舘地区に丸屋形自然環境保全地域、三厩地区に四ッ滝自然環境保全地域の指定地域があり、建築物の新築・増改築、土地の形質変更等の行為が規制されています。

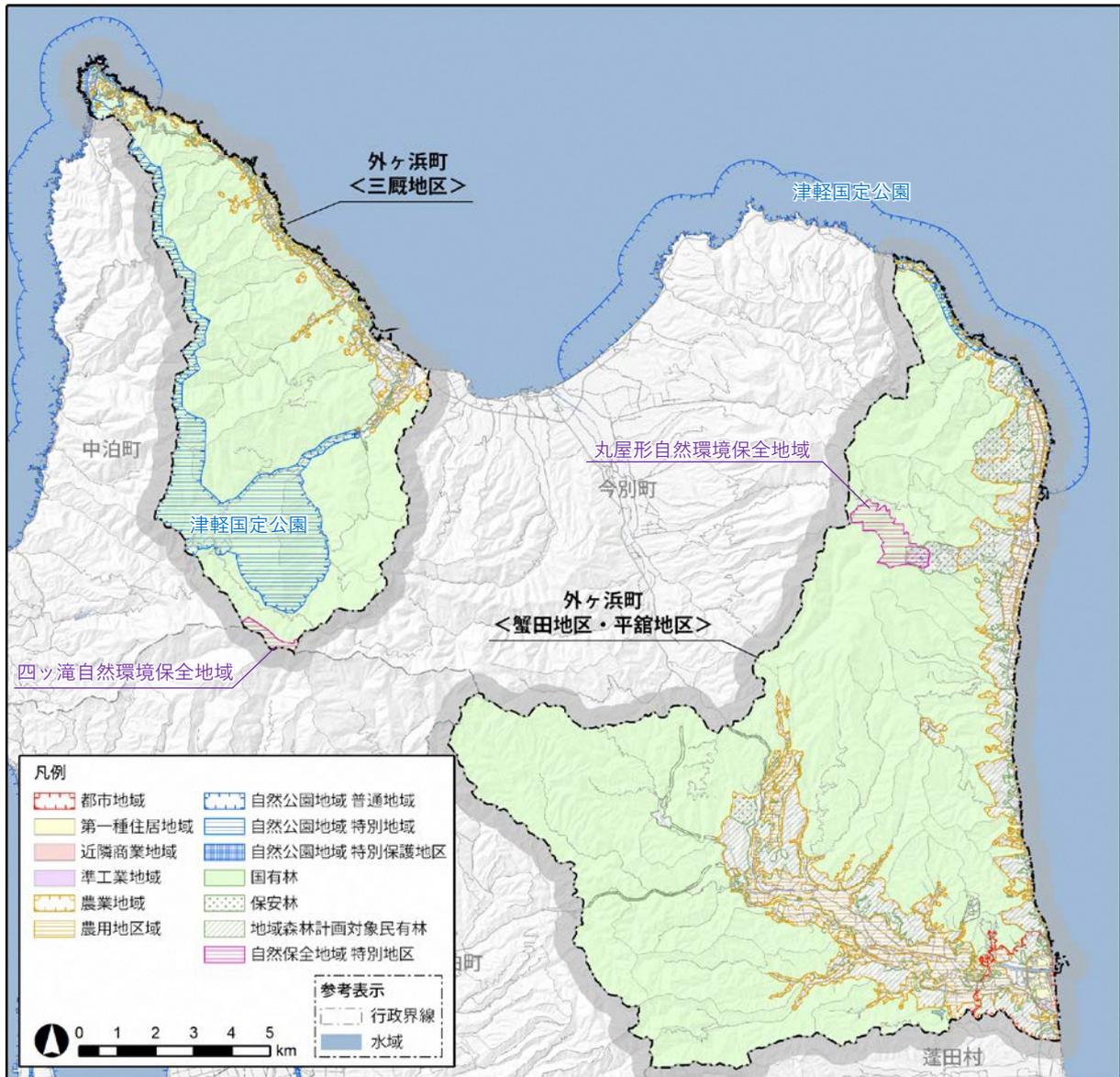


図 関連法等による土地利用規制

資料：「国土数値情報 都市地域」(国土交通省国土政策局、平成 30 年)
「国土数値情報 用途地域」(国土交通省国土政策局、平成 23 年)
「国土数値情報 森林地域」(国土交通省国土政策局、平成 27 年)
「国土数値情報 農業地域」(国土交通省国土政策局、平成 27 年)
「国土数値情報 自然公園地域」(国土交通省国土政策局、平成 27 年)
「国土数値情報 自然保全地域」(国土交通省国土政策局、平成 27 年)

6. 外ヶ浜町景観計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

外ヶ浜町景観計画の構成	
序章 景観計画の策定にあたって	<ul style="list-style-type: none">・「景観」「景観法」「景観計画」に関する基本的な事項や、外ヶ浜町景観計画の役割や位置づけ等を示します。<ol style="list-style-type: none">1. 景観とは2. 景観法、景観計画とは3. 景観計画の役割と位置づけ4. 上位・関連計画が示す景観形成に関連する方針5. 関連法による土地利用規制6. 外ヶ浜町景観計画の構成
第1章 外ヶ浜町の景観特性と課題	<ul style="list-style-type: none">・外ヶ浜町の景観特性や景観構造、景観の現況と課題、ならびに町の景観を理解する上で重要となる地形、土地利用等を示します。<ol style="list-style-type: none">1. 外ヶ浜町の概況2. 外ヶ浜町の景観特性と景観構造3. 外ヶ浜町の景観の現況と課題
第2章 外ヶ浜町における景観形成の目標と基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none">・第1章で示した景観特性や課題を踏まえた、外ヶ浜町における景観形成の目標と基本的な方向性を示します。<ol style="list-style-type: none">1. 外ヶ浜町における景観形成の目標2. 外ヶ浜町における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方
第3章 景観法に基づく事項等	<ul style="list-style-type: none">・第2章で示した景観形成の目標と基本的な方向性を踏まえた、景観法に基づく届出対象行為や景観形成基準等の事項を示します。<ol style="list-style-type: none">1. 景観計画の区域 【法第8条第2項第1号】2. 区域区分3. 重点地域 【法第8条第2項第2号、同条第3項】4. 一般地域 【法第8条第2項第2号、同条第3項】5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 【法第8条第2項第3号】6. 景観重要公共施設の整備に関する事項 【法第8条第2項第4号ロ】7. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 【法第8条第2項第4号イ】
第4章 計画の運用に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・外ヶ浜町景観計画の運用に係わる各主体の役割や、届出等の流れ、推進体制等を示します。<ol style="list-style-type: none">1. 各主体の役割2. 外ヶ浜町景観計画の運用
資料編	<ul style="list-style-type: none">・外ヶ浜町景観計画の策定体制、策定経緯を示します。<ul style="list-style-type: none">景観計画の策定体制景観計画の策定経緯

図 本計画の構成

第1章

外ヶ浜町の景観特性と課題

第1章

外ヶ浜町の景観特性と課題

1. 外ヶ浜町の概況

(1) 位置・面積

本町は、本州北端の津軽半島に位置し、町域の北部は津軽海峡、東部は陸奥湾に面するとともに、陸域においては五所川原市、中泊町、今別町、蓬田村と接しています。

平成17年3月28日に旧蟹田町、旧平館村、旧三厩村の3町村が合併して現在の町域となっており、総面積は230.30km²です。

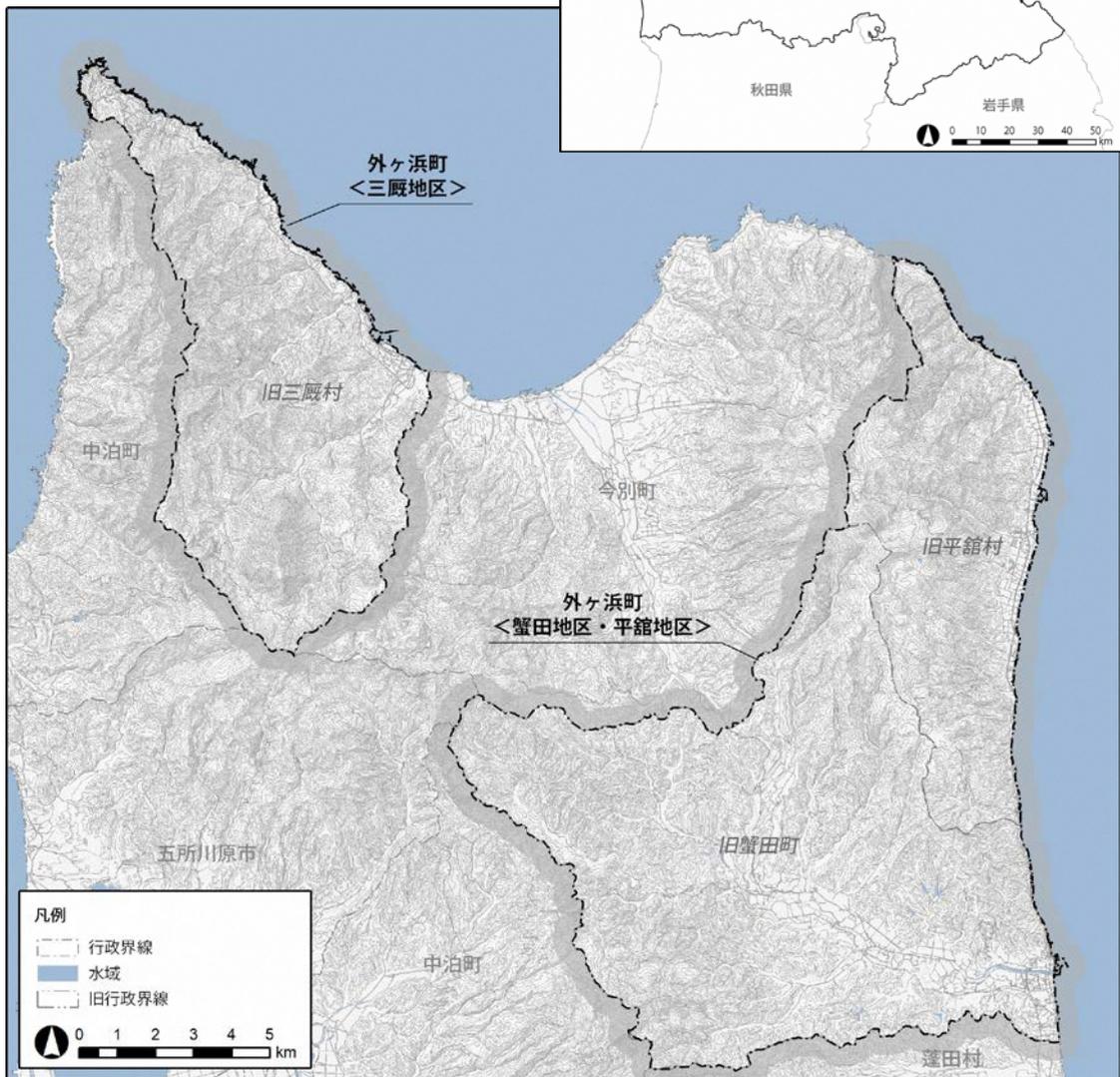


図 外ヶ浜町の位置

(2) 自然環境

本町は、町域の大部分を山地や丘陵地が占めており、これら山間における豊富な水源、雄大に広がる陸奥湾や津軽海峡、ヒバヤスギ等の緑に包まれた風光明媚な自然環境に恵まれた地です。町域北部の海岸沿いは、海蝕台、海蝕洞、海蝕崖等の変化に富んだ海岸地形が見られることから、津軽国定公園にも指定されています。

1) 地形・地質

津軽半島中央部を縦走する中山山地が擁する増川岳（標高 714m）、丸屋形岳（標高 718m）を筆頭に、標高 400～500m 級の山地や丘陵地が分布し、これらが町域の大部分を占めています。

こうした山々に源を発する大小様々な河川や沢が津軽海峡や陸奥湾に向けて流れており、海岸沿いや蟹田川流域等に位置するわずかな平地部に集落や耕地が形成されています。

町域北部の海岸沿いには、海蝕台、海蝕洞、海蝕崖等の変化に富んだ海岸地形が形成されています。

地質的な特徴としては、蟹田川や大川目沢、砂川沢等の河床から石材として良質な珪質頁岩を採集できることで知られています。

2) 主要河川

本町を代表する河川である蟹田川は、上流域で高石股沢、大川目川、砂川沢、清水股沢等と合流し、本町の中心地蟹田の中央を貫流して陸奥湾に注ぐ流路延長 21.8km、流域面積 113.4km² の河川です。春にはシロウオ漁が盛んに行われることでも知られています。また、地元漁協が定期的にヤマメやイワナ、アユ等の稚魚を放流する等、積極的な魚類の保全活動が行われています。



シロウオ漁



アユの稚魚の放流

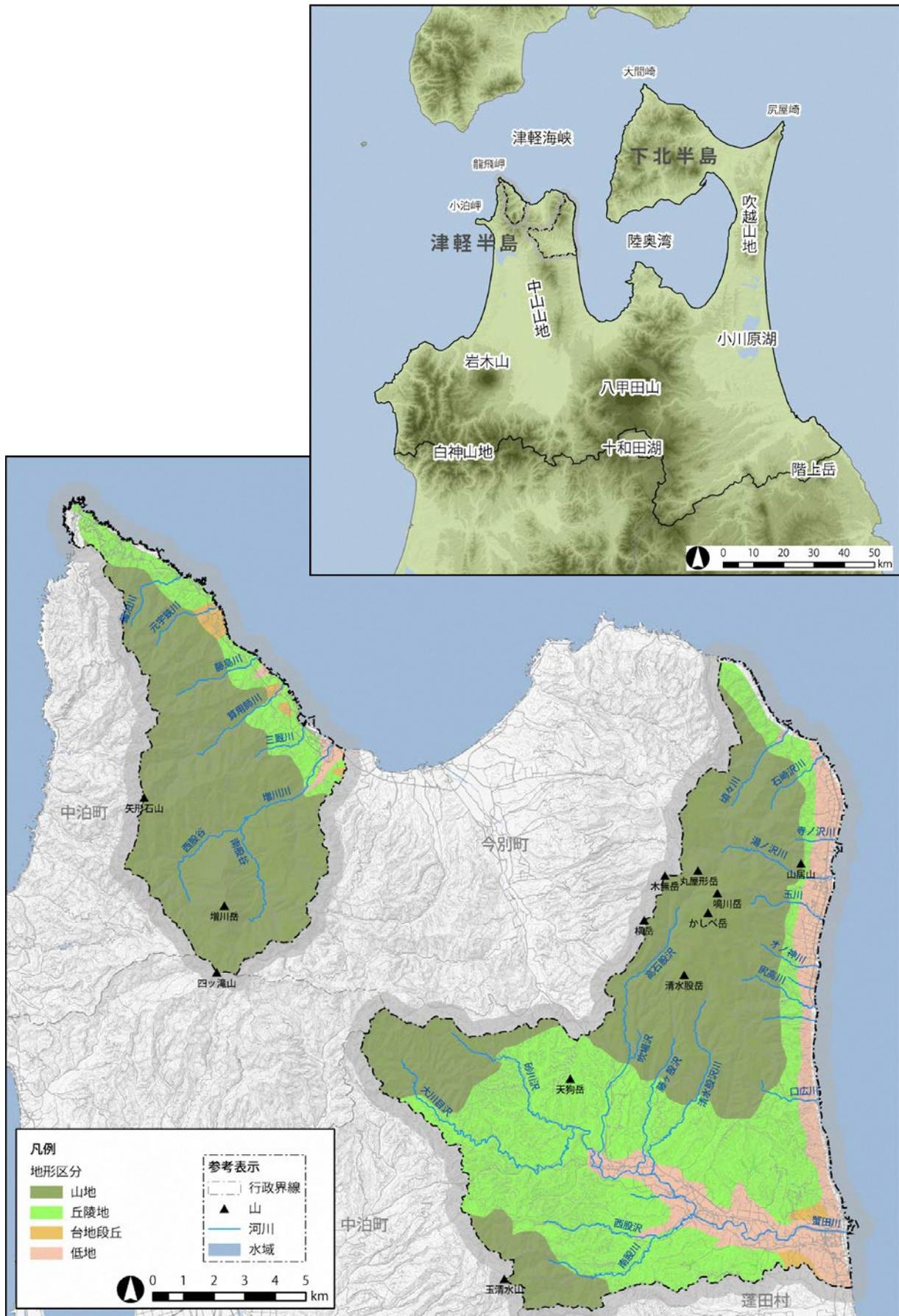


図 外ヶ浜町の地形区分・河川

資料：「国土調査 20 万分の 1 土地分類基本調査及び土地保全基本調査」(国土交通省国土政策局)

3) 植生

町内を取り囲む山地・丘陵地の尾根や斜面には、青森県の代表的樹種であるヒバ（ヒノキアスナロ）林が広く分布しています。

河岸段丘や斜面、丘陵地の緩斜面には、広い範囲でスギの植林が行われています。

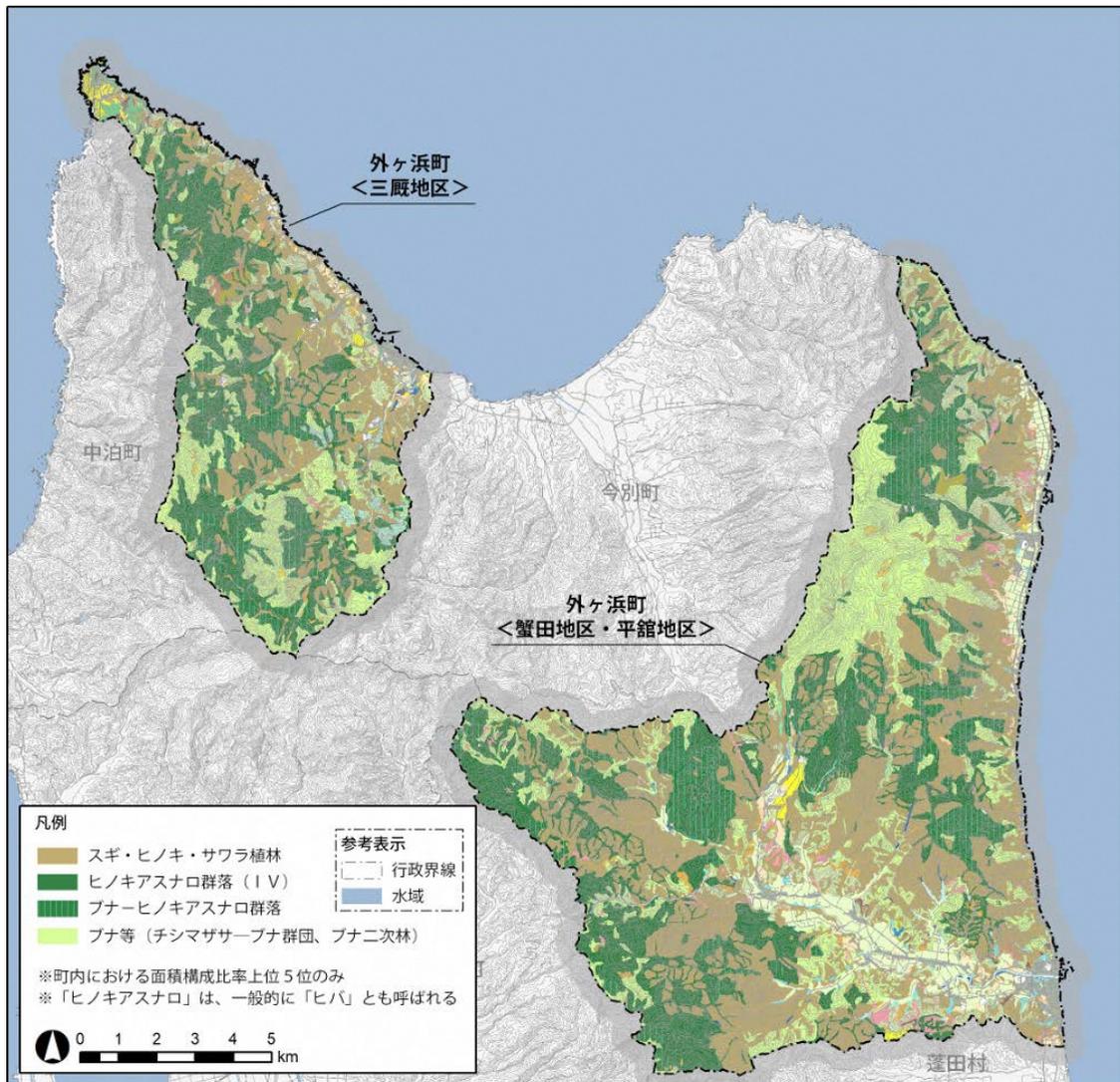


図 外ヶ浜町の植生

資料：「植生調査 (1/25,000)」(環境省自然環境局)

4) 気象

本町は、夏季が短く冬季が長い積雪寒冷地帯にあり、春の終わりから夏にかけては冷涼な偏東風（ヤマセ）、冬は強い偏西風が吹くのが特徴です。年平均気温は約 9°C で県平均並、年平均降水量は約 1,500mm で県平均よりやや多くなっています。

本町を訪れた太宰治は著書『津軽』にて「蟹田つてのは、風の町だね」と記しています。

表 外ヶ浜町の気象

年	気温 (°C)			降水量 (mm)		風速 (m/s)		日照時間 (h)	雪 (cm)	
	日平均	日最高	日最低	合計	日最大	平均	最大		年降雪	最深積雪
平成 5	8.9	27.7	-8.9	1377	63	2.5	10	1374.3	380	57
平成 10	9.9	28.5	-10.1	1931	95	2.3	11	1372.2	425	69
平成 15	8.9	28.3	-14.3	1371	64	3.7	17	1360.4	543	79
平成 20	9.4	29.8	-11.1	987.5	69.0	3.7	15	1491.3	578	59
平成 25	9.5	31.9	-13.2	1631.5	117.0	3.6	16.6	1345.6	567	131
平成 30	9.8	31.3	-13.1	1779.5	133.0	3.5	16.9	1463.6	562	114

出典：気象庁「過去の気象データ検索」<<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>>

※雪以外：蟹田地点、雪：今別地点

(3) 社会環境

本町は、縄文時代から人々の生活の地で、広範囲な山間部を生かしたヒバ材の育成、流通の交易地として発展したまちであり、現代においても、豊かな自然環境を生かした農林水産業や観光業等によるまちの発展を目指しています。

1) 人口・世帯数

外ヶ浜町の人口・世帯数は、平成 27 年国勢調査人口で 6,198 人、世帯数 2,577 世帯となっており、人口・世帯数ともに減少傾向にあります。

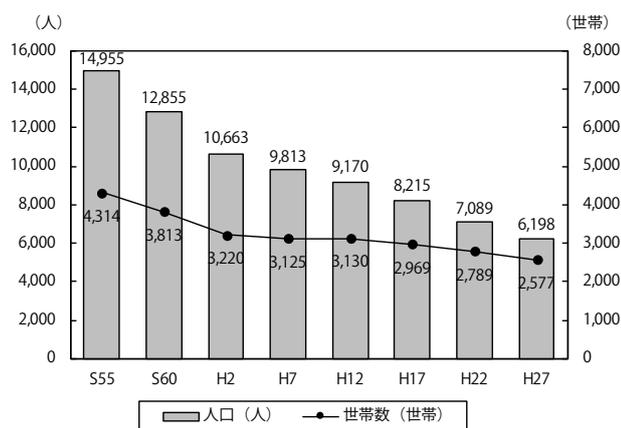


図 外ヶ浜町の人口・世帯数の推移

資料：「国勢調査」(総務省統計局)

2) 交通

①道路

道路は、主要幹線道路として国道 280 号、国道 339 号、県道 12 号鱈ヶ沢蟹田線、県道 14 号今別蟹田線が通っています。

国道 280 号は青森市から陸奥湾沿いを通り本町三厩地区まで至る道路です。藩政時代に松前藩が参勤交代で通ったことから松前街道とも呼ばれており、本町平館地区には樹齢 300 年のクロマツが 1km 以上にわたって続く松並木や台場跡等が残されています。

国道 339 号は弘前市から中山山地西方の山裾沿いを通り本町三厩地区まで至る道路です。龍飛崎灯台付近から龍飛漁港付近の間の急峻な崖を結ぶ区間は 362 段の階段とそれに続く歩道になっており、国道指定された階段を持つ日本唯一の国道として階段国道とも呼ばれています。

県道 12 号鱈ヶ沢蟹田線は鱈ヶ沢町から津軽平野を北上し、十三湖北方から津軽半島を横断して本町蟹田地区にて国道 280 号に接続する道路です。

県道 14 号今別蟹田線は今別町から南下し、本町蟹田地区にて県道 12 号鱈ヶ沢蟹田線に接続する道路です。

②鉄道

鉄道は、本町と青森市、蓬田村、今別町を結ぶ JR 津軽線が通っており、近隣自治体間の地域輸送を担っています。本町には蟹田駅、中小国駅、大平駅、三厩駅の 4 つの駅があります。

③航路

航路は、本町蟹田港からむつ市脇野沢港を結ぶフェリーが就航しています（冬季休航）。



蟹田駅



蟹田港に停泊するフェリー



図 外ヶ浜町の主要交通

資料：「国土数値情報 鉄道」（国土交通省国土政策局、平成 30 年）
「国土数値情報 緊急輸送道路」（国土交通省国土政策局、平成 27 年）

3) 土地利用現況

外ヶ浜町の土地利用現況は山林が 203.47km²（構成比 88.5%）で最も大きく、町域の大部分を占めています。農用地や宅地等の可住地は、蟹田川等の河川沿川や沿岸部のわずかな平地部に点在しています。



図 外ヶ浜町の土地利用現況

資料：外ヶ浜町 H.P.「統計」 <<http://www.town.sotogahama.lg.jp/soumu/statistics/index.html>>

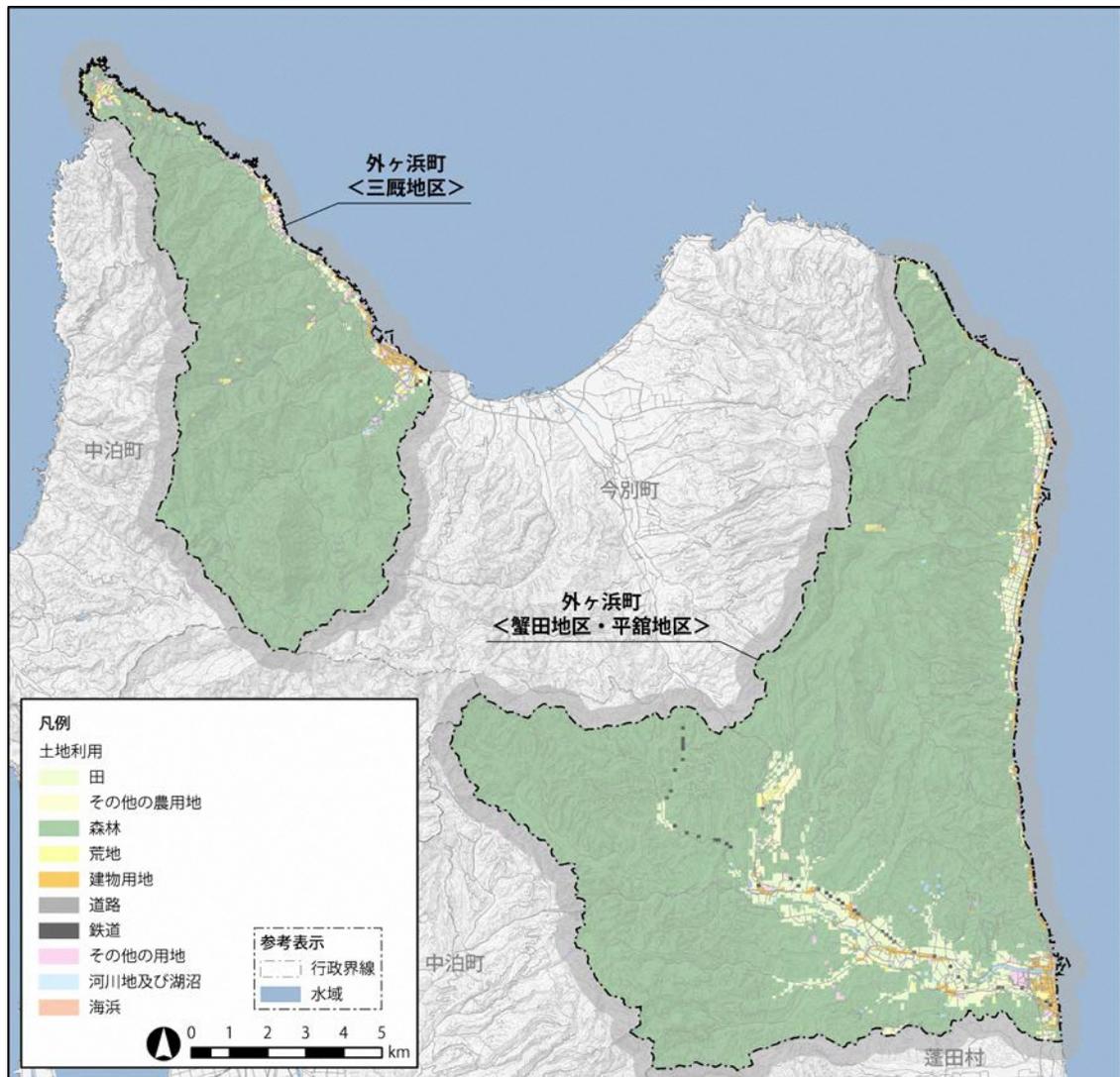


図 外ヶ浜町の土地利用現況

資料：「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」（国土交通省国土政策局、平成 26 年）

4) 産業

本町の主な産業は、農業、漁業、林業です。農業経営は水稻を基幹作物とし、ソバ等の転作作物、野菜、花卉、山菜等の特用林産物を組み合わせた複合経営が主体となっています。

漁業に関しては、5つの漁港（蟹田、平館、三厩、宇鉄、龍飛）、3つの漁業組合があり、陸奥湾に面した蟹田地区と平館地区はホタテ貝の養殖が盛んで、三厩地区ではヒラメ、イカ漁やマグロの一本釣りが盛んに行われています。

林業に関しては、町の面積の約9割を占める山林のうち、国有林が約9割、民有林が約1割であり、国有林野事業に依存している割合が高くなっています。林種は、植林されたスギが主体となっています。

5) 歴史・文化

①古代

外ヶ浜町では縄文時代の遺跡・遺物が数多く発見されており、この頃より人々の生活の地であったと考えられます。

中でも、大平山元遺跡は、縄文時代草創期（紀元前 13,000 年頃）の遺跡であると考えられており、石器の素材となる珪質頁岩の産出地である蟹田川左岸に立地し、旧石器時代の特徴を持つ石器群や日本最古（約 15,000 年前）のものと思われる土器片等が出土したことから、旧石器時代から縄文時代への移行期の環境や文化様相を知る上で重要な遺跡です。平成 25 年に国の史跡に指定されており、現在、世界文化遺産登録を目指す『北海道・北東北の縄文遺跡群』の構成資産の一つとなっています。



大平山元遺跡

※赤枠は史跡指定範囲の概略

②中世

中世においては、東北地方の伝説として、源義経が兄・頼朝の追撃から逃れ平泉を北上した後、龍飛崎を渡って蝦夷地（北海道）へ向かったという「義経北行伝説」が伝えられています。本町三厩地区には、この伝説にゆかりのある義経寺、厩石、甲岩、帯島があります。



義経寺

③近世

近世においては、津軽藩の要衝の地の一つとして蟹田にヒバ材の積出港の管理等を担う町奉行が置かれており、その跡地が町の史跡に指定されています。

また、北海道の松前藩が参勤交代として陸奥湾沿いに本町を通っており、平館地区には樹齢300年のクロマツからなる松並木が残されています。同地区には、嘉永元年に異国船からの防衛のための砲台の台場が築かれており、現在はその遺構が県指定史跡として残されています。

幕末には、吉田松陰が異国船の出没と海防状況を検分するために津軽半島を訪れており、その足跡としてみちのく松陰道や吉田松陰詩碑が整備されています。



松前街道の松並木

④近現代

近代に入ると、交通の発展に伴い、町内にも道路や鉄道が整備されました。三厩地区には、道路交通の発展の面影を残す十三の洞門と呼ばれる素掘りの隧道があり、その一部は現在も利用されています。また、龍飛崎は、昭和の大公共事業として知られる、本州と北海道を結ぶ青函トンネルの工事拠点であり、現代ではその偉業を伝える青函トンネル記念館や青函トンネル工事殉職者慰霊碑が残っています。

また、藩政時代以降ヒバ等木材産地として林業が営まれてきた本町では、昭和6年に、青森営林局（現東北森林管理局）が、当局の技師であった故松川恭佐氏により確立された「森林構成群を基礎とするヒバ天然林施業法」を適用する実験の場として、増川ヒバ施業実験林を設定し、以来80年以上にわたり計画的に森林施業が行われています。

昭和19年には、小説『津軽』執筆のために故郷である津軽半島を旅した太宰治が、その旅の中で本町を訪れており、その足跡として観瀾山公園、龍飛岬の2ヶ所に太宰治文学碑が設置されています。また、その旅の折に太宰が宿泊した旧奥谷旅館は、現在、龍飛岬観光案内所として残されています。



十三の洞門



旧奥谷旅館（現龍飛岬観光案内所）

2. 外ヶ浜町の景観特性と景観構造

本町には、恵まれた自然環境、自然の恩恵を受けて育まれてきた人々の暮らし・営み、その中で積み重ねられてきた歴史・文化を感じさせる景観が形成されています。

こうした町全域の特性を景観構造ごとに捉えると、町域の大部分を占める山地や丘陵地に広がる森林、蟹田川沿いの農地や農村集落、陸奥湾や津軽海峡沿いの漁村や漁港等の漁業関連施設、蟹田川河口部に形成された市街地といった「面的景観」が展開し、それらを結ぶように景観の骨格となる河川や道路といった「線的景観」が存在します。さらに、本町の歴史・文化を物語る「点的景観」が町内に点在し、外ヶ浜町らしい景観を印象付けます。

また、面的、線的、点的景観により構成される本町の景観を構成する要素を一望することのできる、あるいは視点の移動によって得られる「眺望景観」が存在します。

表 外ヶ浜町の景観構造

景観構造		主な要素
面的景観	山地・丘陵地	増川岳、丸屋形岳、四ッ滝山等の山地、丘陵地及びそこに広がる森林
	市街地	蟹田都市計画区域の商業・業務地、住宅地、公園 等
	田園地帯	蟹田川等河川沿いに形成された農地や農村集落 等
	海辺	津軽海峡、陸奥湾沿いの漁港等の漁業関連施設や漁村集落、海水浴場、海岸線 等
線的景観	河川	蟹田川、増川川等の河川や沢
点的景観		大平山元遺跡、義経寺、厩石、甲岩、帯島、松前街道の松並木、平館台場跡、十三の洞門、青函トンネル記念館や青函トンネル工事殉職者慰霊碑、太宰治文学碑、旧奥谷旅館（龍飛岬観光案内所）、吉田松陰詩碑 等
眺望景観	ふるさと眺望点※ ¹ からの眺望	観瀾山（観瀾山公園、風のまち交流プラザ・トップマスト展望台）、お台場前浜（平館台場跡、旧松前街道の松並木、平館灯台周辺）、龍飛崎（龍飛崎展望台、龍飛崎灯台周辺）、大平山元遺跡からの眺望
	道路や鉄道からの眺望	国道 280 号、国道 339 号、県道 12 号鱒ヶ沢蟹田線、県道 14 号今別蟹田線、JR 津軽線からの眺望（シークエンス景観※ ² ）

※¹ ふるさと眺望点： 青森県が青森県景観条例第 21 条に基づき指定した、県土の優れた景観を眺望できる地点。

※² シークエンス景観： 視点を移動させながら次々と移り変わるシーンを継的に体験する景観。＜出典：『新体系土木工学 59 土木景観計画』（著・篠原修、S57.6）＞

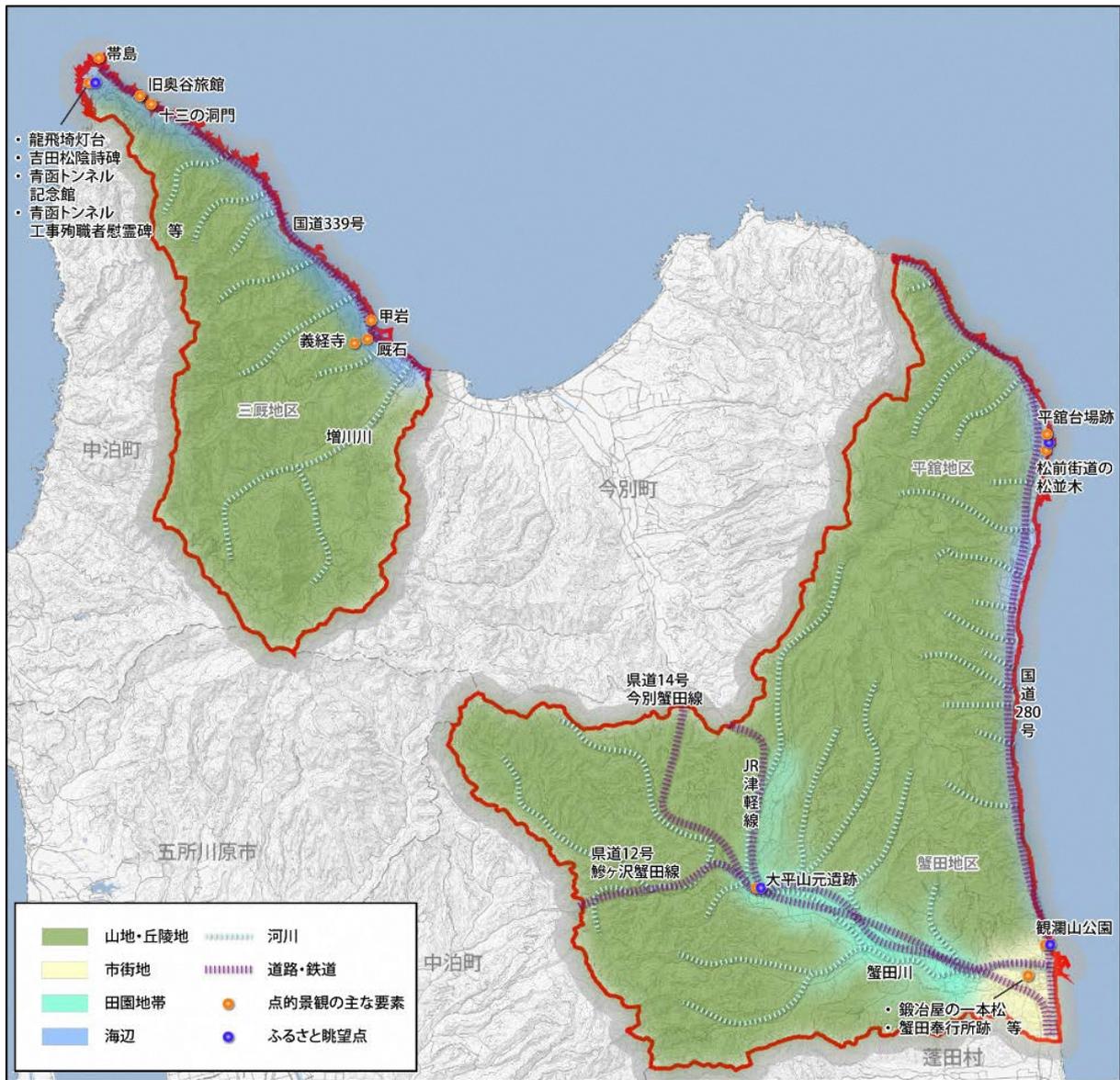


図 外ヶ浜町の景観構造

3. 外ヶ浜町の景観の現況と課題

(1) 山地・丘陵地の景観

1) 現況

本町では、標高 700m 級の増川岳、丸屋形岳を筆頭に、標高 400~500m 級の山地・丘陵地が町域の大部分を占め、藩政時代からヒバ等木材産地として育まれてきた緑豊かな森林が展開しています。

また、町内の様々な場所から斜面の緑を望むことができ、緑の背景として本町の景観に潤いを与えるとともに、緩やかに続く山稜が美しいスカイラインを形成しています。



山地の緑と山稜が形成するスカイライン



海岸線に迫る丘陵の緑

2) 良好な景観の形成に向けた課題

中山山地から連なる豊かな緑は、自然環境を生かして育まれてきた地域の林業の営みを表す重要な景観であり、緑の背景としても本町の景観に潤いをもたらします。良好な景観の形成に向けて、このような緑豊かな山地・丘陵地の自然環境を保全することが重要です。

良好な自然環境を保全するため、森林法等の既存法令の遵守、斜面緑地の適正な管理や無秩序な開発の規制等を行うことが重要です。また、良好な山並みへの眺めを景観形成に積極的に取り込むことが重要です。

(2) 市街地の景観

1) 現況

本町の市街地蟹田は、国道 280 号沿道の商業・業務地、その西側に広がる住宅地等の低層の建築物を主体に構成され、商業・業務機能と住環境が共存した、まとまりのある市街地となっています。

また、陸奥湾に面した平地部に位置し、南北には山林、西側には農地が広がっており、まちなかの中央を東西に蟹田川が流れる等、まちなかから周囲の豊かな自然環境を望むことのできる、心地よい生活環境が形成されています。



風のまち交流プラザ・トップマスト展望台から望む市街地

2) 良好な景観の形成に向けた課題

低層の建築物で構成されたまちなみは、周辺の山地が形成するスカイラインを阻害する要因となるものが少なく、緩やかな秩序を感じさせる景観となっています。良好な景観の形成に向けて、このようなまちなみや眺めの背景となる自然環境に配慮した、本町の玄関口として相応しい秩序ある市街地景観の形成が重要です。

秩序ある市街地景観を形成するため、調和のとれた形態意匠、色彩等による開発の適切な誘導等を行うことが重要です。

また、「外ヶ浜町空家等の適切な管理に関する条例」との連携を図りながら、増加傾向にある空家等の適正管理を推進することが重要です。

(3) 田園地帯の景観

1) 現況

本町には、蟹田川沿い等に広がる農地や集落、そして背景の斜面の緑からなる、のどかな田園地帯が展開しています。

また、田園地帯の景観は、作付から収穫の時期まで作物の生育とともに変化し、四季の移り変わりとともに地域の生業の姿を感じさせます。



山裾に形成された農地と農村集落

2) 良好な景観の形成に向けた課題

のどかな田園地帯の景観は、そこに暮らす人々が自然の風土と共生しつつ長い年月をかけて育ててきた営みの姿であり、地域の原風景を思い起こさせる景観です。良好な景観の形成に向けて、このような先人から受け継いできた地域の原風景を後世に継承することが重要です。

地域の原風景を受け継いでいくため、大規模行為の適切な誘導等を行うとともに、農業施策との連携を図りながら休耕地増加への対応に努めることが重要です。

集落においては、「外ヶ浜町空家等の適切な管理に関する条例」との連携を図りながら、増加傾向にある空家等の適正管理を推進するとともに、農地との境界部の緑化を推進する等、緑豊かな環境づくりを進めることが重要です。

(4) 海辺の景観

1) 現況

本町では、海岸沿いの道路や小高い丘陵の上から、雄大に広がる陸奥湾や津軽海峡と美しい水平線を望むことができ、人々に開放感や安らぎをもたらします。

また、町内の5つの漁港の周辺には、海岸近くまで迫る丘陵地とのわずかな空間に、集落や漁師小屋、舟屋、船だまり等の特徴的な漁村景観が形成されており、海と共生してきた地域の営みの姿が表れています。



陸奥湾と遠景の下北半島



三厩漁港と周辺の集落

2) 良好な景観の形成に向けた課題

雄大に広がる陸奥湾と津軽海峡と美しい水平線が人々に開放感や安らぎをもたらすとともに、海と共生してきた地域の営みの姿が表れた景観です。良好な景観の形成に向けて、開放的で安らぎをもたらす海への眺めを保全しながら、地域の営みの姿を後世に継承することが重要です。

海への眺めを保全するため、海辺の環境保全や眺めの阻害要因となる大規模行為の適切な誘導等を行うとともに、海への良好な眺めが得られる視点場を保全、創出することが重要です。

また、海辺における地域の営みの姿を継承するため、人口減少や後継者不足等による無秩序な土地利用転換の抑制等を行うことが重要です。

(5) 河川の景観

1) 現況

本町には、中山山地を構成する山々に源を発する大小様々な河川や沢が、町内を横断して陸奥湾や津軽海峡に注いでいます。中でも、本町の主要な河川であり市街地の中心を流れる蟹田川は、高石股沢や清水股沢等の多くの支流が流れ込みながら、河口に近づくにつれて川幅を広げて緩やかに流れる姿を望むことができます。

また、河川護岸は草木に覆われて人工物の露出が少ない多自然型の河川となっており、水と緑が調和した潤いのある環境が形成されています。



広い水面を有する河口部の蟹田川



緩やかに流れる蟹田川と連続する河畔林

2) 良好な景観の形成に向けた課題

水と緑が調和した多自然型の河川は、景観に潤いをもたらします。良好な景観の形成に向けて、このような多自然型の河川環境を保全することが重要です。

多自然型の河川環境を保全するため、河畔林の適切な管理や水と緑の調和に配慮した河川整備等を行うことが重要です。

(6) 歴史・文化の景観

1) 現況

本町には、日本最古のものと思われる土器片等が出土した大平山元遺跡、義経北行伝説にゆかりのある義経寺、厩石、甲岩、帯島、樹齢300年のクロマツからなる松前街道の松並木、異国船からの防衛のために築かれた平館台場跡、近代土木技術が生んだ十三の洞門や階段国道、本町を訪れた太宰治や吉田松陰ら文人墨客にまつわる碑等、本町の歴史・文化を物語る様々な資源が点在しています。これらは、町固有の資源として町民から親しまれるとともに、観光スポットにもなっており、訪れる人々に外ヶ浜町らしい景観を印象付けています。



大平山元遺跡
(遺跡内から土器等出土場所を望む)



大平山元遺跡 (遺跡西方から
遺跡が立地する微高地を望む)



義経寺



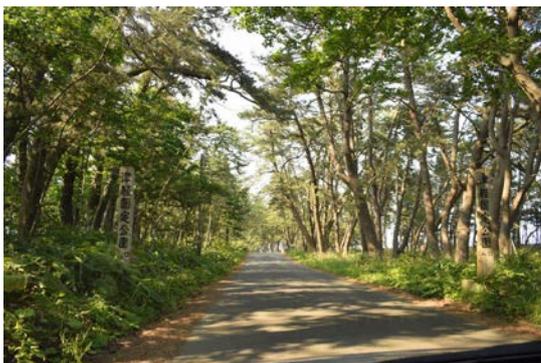
厩石



甲岩



帯島



松前街道の松並木



平館台場跡



十三の洞門



階段国道



太宰治文学碑（観瀾山公園）



旧奥谷旅館（現龍飛岬観光案内所）

2) 良好な景観の形成に向けた課題

本町の歴史・文化を物語る様々な資源は、町固有の資源として、町民や訪れる人々に外ヶ浜町らしい景観を印象付けています。良好な景観の形成に向けて、このような各資源が持つ魅力を生かすことが重要です。

各資源が持つ魅力を生かすため、各資源の歴史的背景を踏まえた周辺整備、周辺の自然環境との調和への配慮等を行うことが重要です。

(7) ふるさと眺望点から得られる景観

1) 現況

青森県は、青森県景観条例第 21 条に基づき、平成 11 年に、県土の優れた景観を眺望できる地点として「ふるさと眺望点」を選定しました。本町では、観瀾山（観瀾山公園、風のまち交流プラザ・トップマスト展望台）、お台場前浜（平館台場跡、旧松前街道の松並木、平館灯台周辺）、龍飛崎（龍飛崎展望台、龍飛崎灯台周辺）、大平山元遺跡が選定されています。

これらの場所からは、様々な要素で構成された本町の優れた景観を一望することができ、外ヶ浜町らしさが映し出された眺望景観が得られます。



観瀾山公園から眼下に広がる陸奥湾や蟹田漁港、遠景の夏泊半島への眺望



お台場前浜から松前街道の松並木、平館灯台、陸奥湾の海岸線への眺望



龍飛崎から眼下に広がる津軽海峡、急峻な崖、遠景の北海道への眺望



大平山元遺跡内から土器石器集中地点と背景の丘陵上の緑への眺望

2) 良好な景観の形成に向けた課題

ふるさと眺望点からの眺めは、本町の優れた景観であり、外ヶ浜町らしさが映し出されています。良好な景観の形成に向けて、このような優れた景観を保全することが重要です。

外ヶ浜町らしさが映し出された眺望景観の保全のため、眺めの阻害要因となる大規模行為の適切な誘導等を行うことが重要です。

(8) 道路や鉄道から得られる景観

1) 現況

国道 280 号、国道 339 号においては、常に片側には陸奥湾や津軽海峡、もう一方には集落や市街地、丘陵の緑等が展開しており、海岸線に応じてこれらが見え隠れする景観を望むことができます。県道 12 号鱒ヶ沢蟹田線、県道 14 号今別蟹田線、JR 津軽線においては、山地の緑、平地部に広がる農地や集落、市街地等が移り変わる景観を望むことができます。

その他、あじさいロードや町内の一部道路においては、花の修景等、地域住民の手で育まれた景観を望むことができます。



国道 280 号から陸奥湾、沿道の緑や集落、背景の山林への眺望



国道 280 号から田園、背景の海岸林への眺望



あじさいロードの眺望

2) 良好な景観の形成に向けた課題

道路や鉄道からは、本町の景観の移り変わりを視点の移動によって体験することができます。良好な景観の形成に向けて、このような良好な沿道沿線の景観を保全することが重要です。

良好な沿道沿線の景観の保全のため、沿道沿線の建築物等への配慮、植栽による修景、眺めの阻害要因となる大規模行為の適切な誘導等を行うことが重要です。

第2章

外ヶ浜町における景観形成の 目標と基本的な方向性

第2章

外ヶ浜町における景観形成の 目標と基本的な方向性

1. 外ヶ浜町における景観形成の目標

本町の美しい景観を守り、育て、創造していくためには、町民、事業者、行政が、本町が有する多様な景観を把握するとともに、景観に対して誇りや愛着を持ち、共通の認識や価値観のもとに景観づくりに取り組むことが重要です。

そこで、町民、事業者、行政等が共有する景観形成の目標を定めます。

景観形成の目標

本町では、町を囲む陸奥湾、津軽海峡、中山山地の山々や、山から海へと流れる蟹田川等の豊かな自然環境の恩恵を受けながら、大平山元遺跡等が示す古代から続く人々の営み、事業活動等の積み重ねによって、現在の魅力ある景観がつくられてきました。

そのため、景観づくりには、町民、事業者、行政が協力して取り組むことが重要です。

そこで、良好な景観の形成に向けて、町民・事業者・行政による一体的な取組みによって、外ヶ浜町らしい豊かな自然環境、歴史・文化等の景観を守るとともに、将来に向けてより美しい景観を築き育んでいくことを基本目標とします。

2. 外ヶ浜町における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方

ここでは、景観形成の目標を実現するための基本的な方向性を示します。

1 豊かな自然景観の保全・形成

山地・丘陵地の景観

田園地帯の景観

海辺の景観

河川の景観

- 山を覆う緑や山稜がなすスカイライン、陸奥湾や津軽海峡への眺めに配慮した景観形成を図ります。
- 山地・丘陵地や蟹田川沿いの樹林の適切な管理により、水と緑が調和した潤いのある景観形成を図ります。
- 既存法令を遵守しつつ、山地・丘陵地、蟹田川等河川、陸奥湾や津軽海峡がもたらす豊かな自然環境の保全に努めます。

2 秩序ある市街地景観の保全・形成

市街地の景観

- 周辺のまちなみや眺めの背景となる山を覆う緑等から突出した印象を与える建築物等を適切に誘導し、本町の玄関口として相応しい秩序ある市街地景観の保全・形成を図ります。
- 近年町内に進出している郊外型の大型店舗においては、適切な立地を誘導するとともに、建築物の規模、形態意匠、色彩等について既存の市街地景観との調和を図ります。
- 「外ヶ浜町空家等の適切な管理に関する条例」との連携を図りながら、空家等の適正管理を推進し、心地よい生活環境の創出を図ります。

3 農村・漁村集落の景観の保全・形成

田園地帯の景観

海辺の景観

- 周辺の自然環境等から突出した印象を与える建築物等を適切に誘導し、地域住民の継続的な生業が支える農村・漁村集落の景観の保全・形成を図ります。
- 背景にある、山を覆う緑、陸奥湾や津軽海峡への眺めに配慮した景観形成を図ります。
- 農村集落においては広々とした農地、屋敷林等、漁村集落においては漁師小屋、舟小屋、船だまり等、それぞれの集落景観を特徴づける要素の保全・形成を図ります。
- 「外ヶ浜町空家等の適切な管理に関する条例」との連携を図りながら、空家等の適正管理を推進し、心地よい生活環境の創出を図ります。

4 町の顔となる景観づくり

市街地
の景観

歴史・文化
の景観

- 町の歴史・文化を物語る資源の周辺においては、資源の歴史的背景や特性を生かし、外ヶ浜町らしさを印象付ける景観の創出を図ります。
- 世界文化遺産登録を目指す大平山元遺跡については、「景観計画重点地区」に位置付け、遺跡の本質的価値に配慮した景観形成を図ります。
- 蟹田駅周辺においては、本町の中心地として相応しい、賑わいを感じられる景観の創出を図ります。

5 良好な眺望景観の確保

ふるさと眺望点
から得られる景観

道路や鉄道
から得られる景観

- 良好な眺望に配慮した建築物等の位置、規模、意匠形態、色彩等を促します。
- 建築物等のセットバックによる見通しの確保や植栽による開発地の遮蔽等、眺望の前景とする場所の景観形成に配慮します。
- 山を覆う緑や山稜がなすスカイライン、陸奥湾や津軽海峡、市街地、集落等の良好な眺めが得られる視点場の保全・創出を図ります。

6 景観づくりに関する意識啓発・醸成

- 良好な景観は、本町の自然環境、歴史・文化、そこで営まれる人々の生活が調和して生み出されるものであるという認識のもと、景観への配慮や良好な景観の形成に向けて積極的に町民が関わる意識の高揚を図ります。
- 地域特性に応じた景観のルールづくり等、町民が主体となった景観づくりの推進を図ります。
- 町民・事業者・行政の役割分担を明確にするとともに、相互の連携と協力による景観形成を推進します。

第3章

景観法に基づく事項等

第3章

景観法に基づく事項等

1. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

本町は、町域の大部分を占める山地や丘陵地、そこから平地部を経て海へと流れる河川や沢、それらの周辺に形成された集落、本町の歴史・文化を物語る要素等が一体となり、本町ならではの景観を成しています。

そのため、こうした本町の景観特性を生かした良好な景観の形成に向けて、町全域を景観法第8条第2項第1号に基づく「景観計画の区域」として定めます。

2. 区域区分

景観計画区域は町域全域としますが、町内には多様な景観が展開しており、その特性に応じた景観づくりを図るため、景観特性に応じた区域区分を行います。

区域区分は、町域全域を大きく「景観計画重点地区（以下、「重点地区」とする）」と「一般地域」に区分します。

（1）重点地区の指定の考え方

重点地区は、景観計画区域において「特に一体的な景観づくりに取り組む必要があると認める地区」を町が指定するものです。

現時点では、本町の代表的な歴史・文化資源である大平山元遺跡の周辺を「大平山元遺跡周辺地区」として重点地区に設定します。

（2）一般地域の指定の考え方

一般地域は、重点地区以外の地域とします。

本町の景観特性を踏まえ、一般地域を面的な景観の要素となっている「山地・丘陵地エリア」、「市街地エリア」、「田園地帯エリア」、「半農半漁村エリア」の4つのエリアに区分します。

表 各区分の範囲

景観計画区域（外ヶ浜町全域）	重点地区	大平山元遺跡周辺地区	世界文化遺産登録を目指す大平山元遺跡の緩衝地帯の範囲
	一般地域	市街地エリア	都市計画区域の範囲
		田園地帯エリア	農業地域のうち、市街地エリア（都市計画区域の範囲）を除く蟹田川周辺の範囲
		半農半漁村エリア	農業地域のうち、市街地エリア（都市計画区域の範囲）を除く沿岸部の範囲
		山地・丘陵地エリア	町域のうち、都市計画区域の範囲及び農業地域の範囲を除く範囲

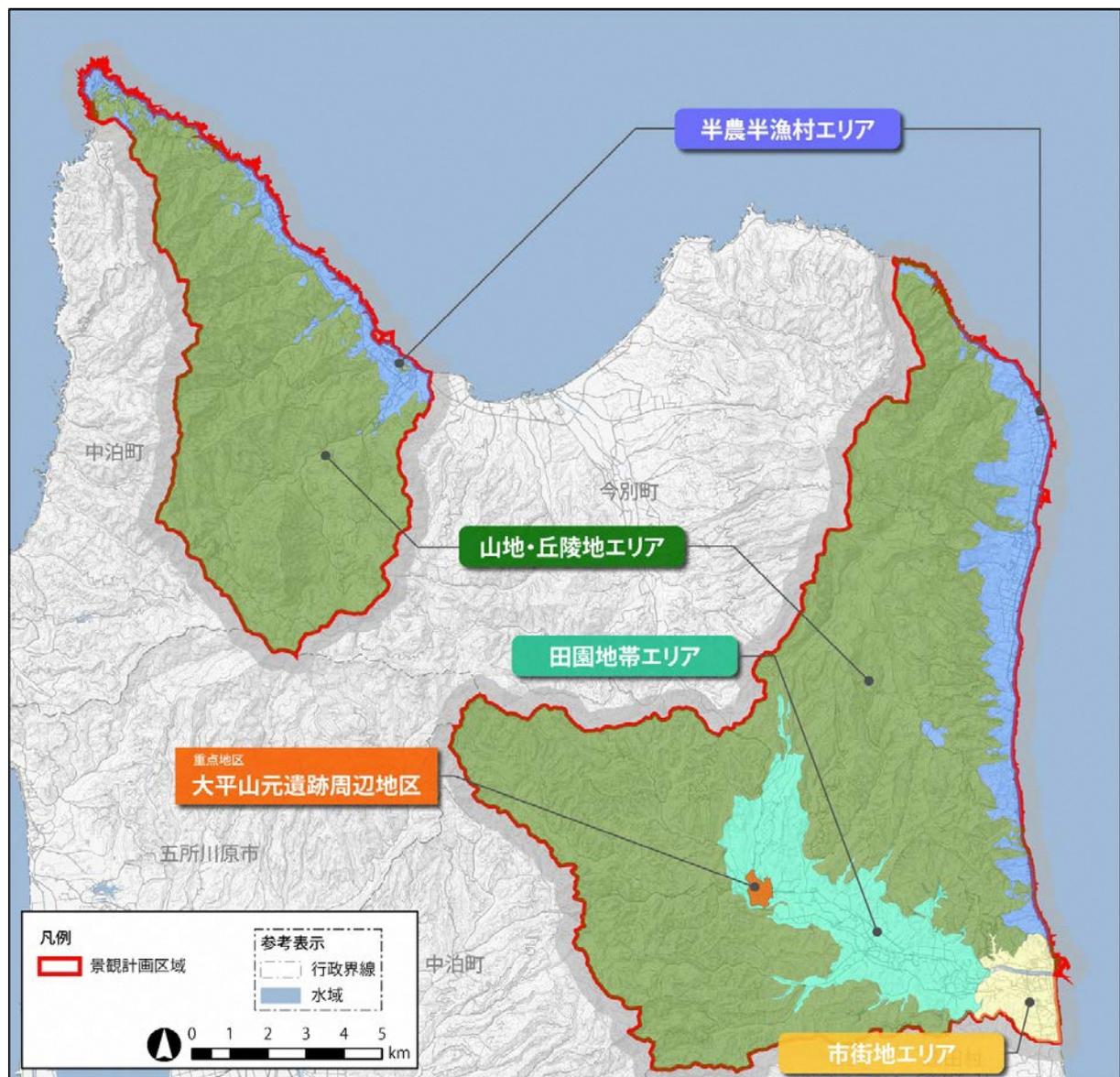


図 区域区分

3. 重点地区

(1) 大平山元遺跡周辺地区

1) 範囲

大平山元遺跡は、世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつを担っています。

世界遺産では、構成資産を適切に保全するために必要な範囲として「緩衝地帯」が定められ、この範囲においては、文化財保護法のほか、景観法を含む各種法令等に基づき、利用・開発規制を図ることが求められています。

そのため、重点地区としての範囲は、世界文化遺産登録を目指す大平山元遺跡の緩衝地帯と同一の範囲を設定します。

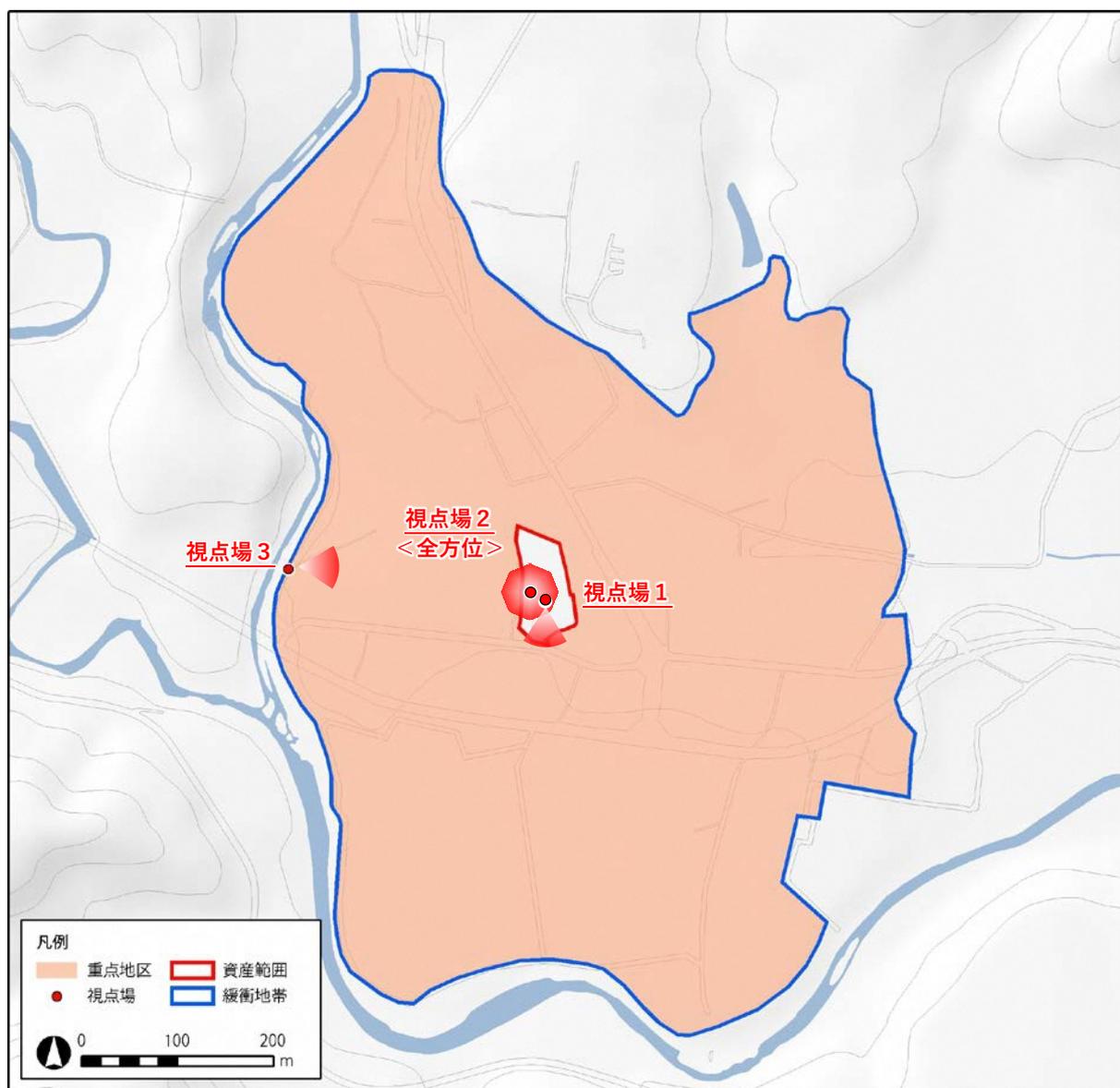


図 大平山元遺跡周辺地区の範囲

2) 地区の景観の現況と課題

①現況

大平山元遺跡は、石器の素材となる珪質頁岩の産出地である蟹田川左岸に位置し、旧石器時代の特徴を持つ石器群や日本最古（約 15,000 年前）のものと思われる土器片等が出土した遺跡です。移動に適さない土器の出現は定住の開始を告げるものであり、遺物群が蟹田川等河川的作用によって形成された微高地上にまとまって分布していたことから、土器の使用と石器づくりの空間を含むひとつの場であったと考えられています。現在も、遺跡周辺を蟹田川とその支流である高石股沢が流れていることや、遺跡が立地する場所と周辺との高低差から、その立地環境を窺い知ることができます。

遺跡内<視点場 1* >から、日本最古級の土器や石器等が出土した場所（以下、「土器石器集中地点」とする）への眺めには、構成資産の立地環境と同様に蟹田川等の河川作用により形成されたと考えられる丘陵地上の緑が背景を成しています。

遺跡内<視点場 2* >から北西方向への眺めでは、北西方向へと続く微高地と低地部が成す地形の高低差により、遺跡の立地環境を想起することができます。

同様に、遺跡外<視点場 3* >から遺跡への眺めにおいても、遺跡が立地する微高地とその前景の低地部が成す地形の高低差が分かります。



遺跡内から土器石器集中地点と背景の丘陵地上の緑への眺め<視点場 1 >



遺跡内から北西方向へと続く微高地と低地部が成す地形の高低差への眺め<視点場 2 >



遺跡外（遺跡西方）から遺跡が立地する微高地とその前景が成す地形の高低差への眺め
<視点場 3 >

※視点場の位置は前頁の図を参照。

②課題

現在、地区内を通る県道 12 号鱈ヶ沢蟹田線、県道 14 号今別蟹田線の沿道に低層の住宅や工作物等が立地していますが、その一部には周辺の自然環境と調和しないものも見られます。

また、遺跡周辺の農地や微高地上に、今後新たに建築物や工作物等が設置された場合、遺跡の立地環境を想起させる眺めを遮ることが懸念されます。

そのため、大平山元遺跡周辺地区においては、周辺の自然環境から突出した規模、色彩等の建築物や工作物等の出現を抑制する等、自然環境との調和を図るとともに、遺跡の立地環境を想起させる眺めに配慮した開発行為の誘導を行うことが必要です。

3) 良好な景観の形成に関する方針（景観法第 8 条第 3 項）

「第 2 章 2. 外ヶ浜町における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」に示す 1～6 及び下記事項が、景観法第 8 条第 3 項に基づく大平山元遺跡周辺地区の「良好な景観の形成に関する方針」となります。

大平山元遺跡と調和のとれた周辺景観の保全・形成

大平山元遺跡は、河川作用によって形成された微高地上に位置しているという立地環境を窺い知ることのできる眺めに配慮した景観形成を図ることが重要です。

4) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 2 号）

大平山元遺跡周辺地区においては、周辺の自然環境との調和を図るとともに、遺跡の立地環境を想起させる眺めに配慮した開発行為の誘導を行うため、小規模な建築物等までを届出対象とし、きめ細かい景観形成を促します。

次頁以降に、大平山元遺跡周辺地区における、①届出対象行為、②景観形成基準を示します。

①届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替もしくは色彩の変更	建築物の規模にあつては、建築面積が10㎡(約3坪)を超えるもの。 外観の変更の規模にあつては、建築物の外観に係る面積のうち10㎡を超える外観の変更。
工作物(下記に示すア～シ)の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替もしくは色彩の変更	工作物の規模にあつては、下記に掲げる工作物の区分に応じて定めるとおりとする。 外観の変更の規模にあつては、工作物の外観に係る面積のうち10㎡を超える外観の変更。
ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが1.5mを超えるもの。
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、風力発電施設その他これらに類する工作物(工に規定する支持物に該当するものを除く)	高さが5mを超えるもの。
ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
エ 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む)	高さが10mを超えるもの。
オ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5mを超えるもの。
カ 広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ)が5mを超えるもの又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの。
キ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡(約3坪)を超えるもの。
ク 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
ケ 自動車車庫の用に供する立体的施設	
コ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
サ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
シ 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
開発行為	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は開発区域面積が300㎡(約90坪)を超えるもの。
土石の採取又は鉱物の掘採	
土地の形質の変更	
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積が50㎡(約15坪)を超えるもの。
屋外における物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地の面積が50㎡(約15坪)を超えるもの。
水面の埋立て又は干拓	水面の面積300㎡(約90坪)を超えるもの又は法面の高さ1.5mを超えるもの。
土地に自立した太陽光発電設備の設置	事業の敷地面積が300㎡(約90坪)を超えるもの。

②景観形成基準

対象行為	基準	
建築物・工作物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替もしくは色彩の変更	位置、配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置とすること。 ・視点場からの眺望^{*1}を阻害しない位置・配置とすること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望^{*1}を阻害しない高さとする。 ・やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した形態、意匠をするよう努めること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁等は、原則純色を用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。 ・視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の4/5以上の面積に推奨色^{*2}を用いるよう努めること。なお、外壁の1/5未満の面積についても、純色^{*3}を用いることはできない。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 ・屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に付帯する設備が、視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 ・屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 ・車庫や物置等の付属建築を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態、意匠、素材を用いるよう努めること。 ・増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善を行うよう努めること。
開発行為その他土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
土石の採取又は鉋物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。
	位置、規模	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が視点場から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
水面の埋立て又は干拓	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
	その他	

対象行為		基準
太陽光発電設備	位置、規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、規模とすること。 ・視点場から視認されないような位置、規模とするよう努めること。 ・やむを得ず、視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽等を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。

※1「視点場からの眺望」とは、本景観計画に定める特定の視点場から特定の方向への眺めを指します。視点場1、3の視野範囲は、主対象方向を中心とする60°（左右30°ずつ）の視野範囲とし、視点場2の視野範囲は全方位とします。

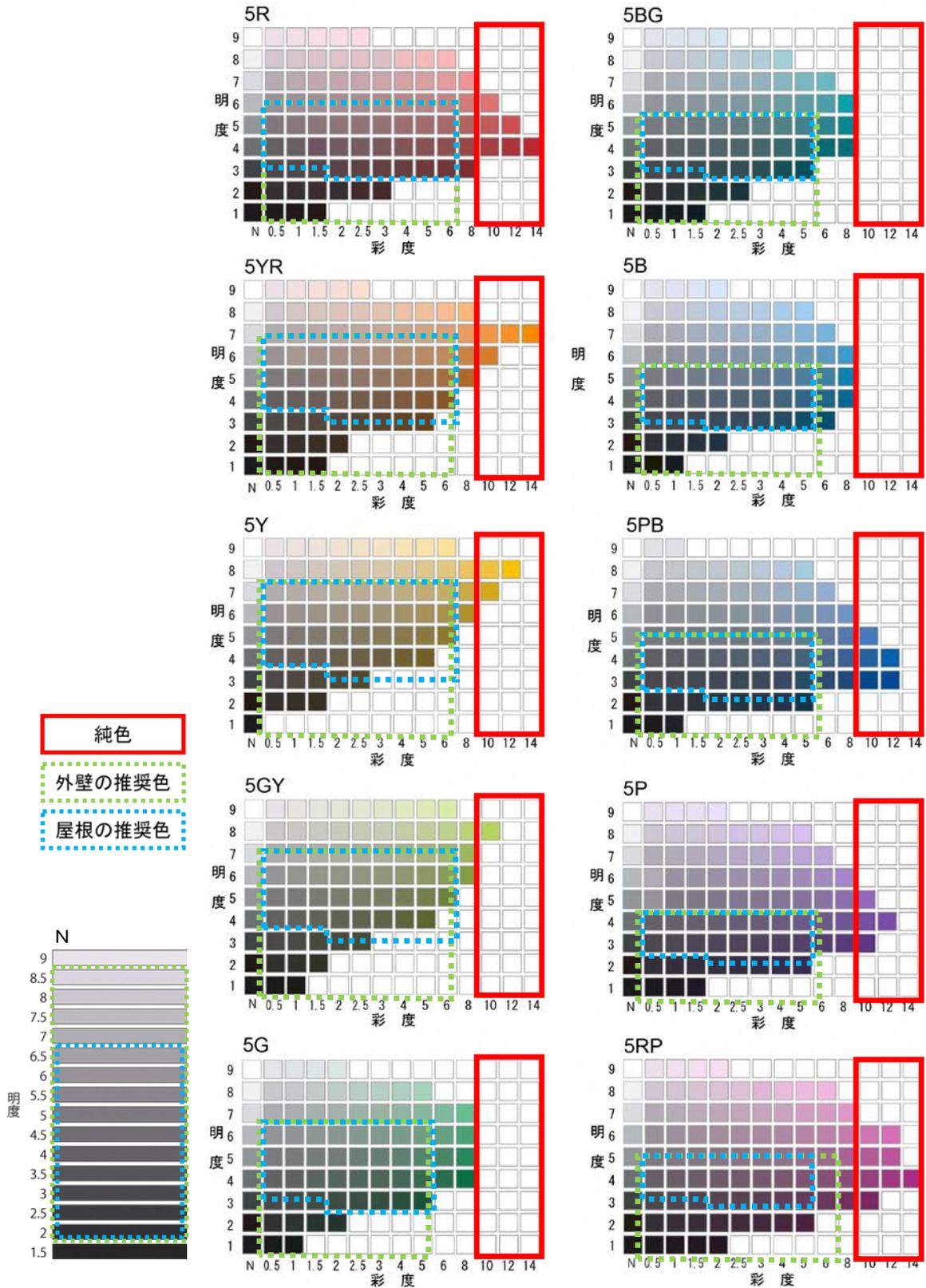
※2「推奨色」とは、マンセル表色系（JIS Z 8721）において、次の範囲の色を指します。

《推奨色の範囲》

色相	外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R（赤）系	2.5以上6.0未満	6.5以下	6.0未満	6.5以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.5以下		
YR（黄赤）系	3.0以上7.0未満	6.5以下	7.0未満	6.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.5以下		
Y（黄）系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
GY（黄緑）系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G（緑）系	2.5以上6.5未満	5.0以下	6.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
BG（青緑）系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B（青）系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
PB（青紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P（紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
RP（赤紫）系	2.5以上5.0未満	6.0以下	5.5未満	6.5以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N（無彩色）	2.0以上9.0未満	-	2.0以上7.0未満	-

※3「純色」とは、マンセル表色系（JIS Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10.0以上の色を指します。

《参考図 純色及び推奨色の範囲例》



4. 一般地域

1) 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

「第2章 2. 外ヶ浜町における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」に示す1～6が、景観法第8条第3項に基づく大平山元遺跡周辺地区の「良好な景観の形成に関する方針」となります。

2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

本町では、これまで運用してきた青森県景観計画やその他関連法による土地利用規制によって、周辺環境から突出した印象を与えるような大規模な開発行為が抑制され、良好な景観が保全・形成されてきました。そのため、一般地域においては、青森県景観計画と同等規模の行為を届出対象とし、良好な景観形成を促します。

ただし、一般地域であっても、重点地区で設定する視点場（前述「3. 重点地区」を参照）から視認される行為については、本計画において別途景観形成基準を設定します。

次頁以降に、一般地域における、①届出対象行為、②景観形成基準を示します。

①届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替もしくは色彩の変更	建築物の規模にあつては、高さ 13m 又は建築面積が 1,000 m ² (約 300 坪) を超えるもの。 外観の変更の規模にあつては、建築物の外観に係る面積の 1/2 に相当する面積を超える外観の変更。
工作物（下記に示すア～シ）の新設、増築、改築、もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替もしくは色彩の変更	工作物の規模にあつては、下記に掲げる工作物の区分に応じて定めるとおりとする。 外観の変更の規模にあつては、工作物の外観に係る面積の 1/2 に相当する面積を超える外観の変更。
ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが 5m を超えるもの。
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、風力発電施設その他これらに類する工作物（エに規定する支持物に該当するものを除く）	高さが 13m を超えるもの。
ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
エ 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む）	高さが 20m を超えるもの。
オ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 13m を超えるもの。
カ 広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が 13m を超えるもの又は表示面積の合計が 15 m ² を超えるもの。
キ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さが 13m を超えるもの又は築造面積が 1,000 m ² (約 300 坪) を超えるもの。
ク 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
ケ 自動車車庫の用に供する立体的施設	
コ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
サ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
シ 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
開発行為	土地の面積が 3,000 m ² (約 900 坪) を超えるもの又は法面の高さが 5m を超えるもの。
土石の採取又は鉱物の掘採	
土地の形質の変更	
木竹の伐採	
屋外における物件の堆積	高さが 5m を超えるもの又は土地の面積が 1,000 m ² (約 300 坪) を超えるもの。
水面の埋立て又は干拓	水面の面積 3,000 m ² (約 900 坪) を超えるもの又は法面の高さ 5m を超えるもの。
土地に自立した太陽光発電設備の設置	事業の敷地面積が 1,000 m ² (約 300 坪) を超えるもの。

②景観形成基準

対象行為		基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を考慮し、周辺環境との調和に配慮すること。 ・行為地の選定にあたっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ・行為地について良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
建築物・工作物の新築、増築、改築、もしくは移転、外観の変更をすることとなる修繕、模様替もしくは色彩の変更	位置、規模、形態、意匠、色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 ・良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 ・道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態、意匠とするとともに、高層の建築物等にあつては、前面に公開空地を設ける等、敷地内にゆとりのある空間を創出するよう配慮すること。 ・市街地にあつては、周辺の建築物や工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した位置、規模、形態、意匠とするよう配慮すること。 ・建築物や工作物が全体としてまとまりのある形態、意匠となるよう配慮すること。 ・周辺環境と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ・重点地区内の視点場からの眺望^{*1}を阻害しない高さとすること。 ・やむを得ず、重点地区内の視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないような位置、規模、形態、意匠、色彩とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和する素材を採用するよう配慮すること。 ・可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生垣等により緑化するよう配慮すること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺環境との調和に配慮すること。 ・建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。 ・必要に応じ、スロープや段差のない入口の設置等により、優しさが感じられる景観の形成に配慮すること。 ・行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。
開発行為その他土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

対象行為		基準
土石の採取又は鉋物の掘採	方法	・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
木竹の伐採	方法	・必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	・跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。
屋外における物件の堆積	位置、規模	・堆積物が道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方法	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方法	・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

（1）景観重要建造物の指定の方針

良好な景観形成を行うにあたり、景観上重要な建造物が存在する場合には、所有者や管理者との十分な協議のもと、景観審議会等の意見を聴いた上で「景観重要建造物」として以下の方針に基づき指定することを検討します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転、除却、外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更等の際は町長の許可が必要となります。また、外観に係る建築基準法の制限の緩和や建造物及びその敷地に関する相続税の減免等の支援を受けることができます。

景観重要建造物の指定の方針

- ①以下のいずれかに該当し、外ヶ浜町及び地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有し、本町内の良好な景観の形成に重要な建造物
 - ・町民、事業者、来訪者に親しまれている建造物
 - ・地域のシンボルやランドマークとなっている建造物
 - ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物
- ※ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しない。

（2）景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成を行うにあたり、景観上重要な樹木が存在する場合には、所有者や管理者との十分な協議のもと、景観審議会等の意見を聴いた上で「景観重要樹木」として以下の方針に基づき指定することを検討します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採及び移植等を行う際は町長の許可が必要となります。また、樹木の維持管理に対する支援を受けることができます。

景観重要樹木の指定の方針

- ①以下のいずれかに該当し、外ヶ浜町及び地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本町内の良好な景観の形成に重要な樹木
 - ・町民、事業者、来訪者に親しまれている樹木
 - ・地域のシンボルやランドマークとなっている樹木
 - ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される樹木
- ※ただし、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しない。

6. 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）

良好な景観形成を行うにあたり、景観上重要な公共施設が存在する場合には、管理者との十分な協議のもと、景観審議会等の意見を聴いた上で「景観重要公共施設」として以下の方針に基づき指定することを検討し、指定後は良好な景観の形成を図るにあたって必要な整備を行います。

景観重要公共施設の指定の方針

- ①景観の骨格をなす河川や道路等で、景観上の特徴を有する、又は地域のシンボルとなっている公共施設で、本町の良好な景観の形成を図る上で重要な公共施設
- ②重点地区内にある公共施設で、本町の良好な景観の形成を図る上で重要な公共施設

7. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ）

（1）屋外広告物の表示等の制限に関する方針

1) 基本的な考え方

現在、外ヶ浜町においては青森県屋外広告物条例（以下、「県条例」とする）に基づく規制がなされています。今後も県条例の規定を遵守するとともに、特に必要となった場合は、関係者等との協議の上、町の独自条例の制定を検討します。

2) 大平山元遺跡周辺地区における屋外広告物の表示等の制限に関する方針

大平山元遺跡周辺地区においては、現在、屋外広告物はほとんど設置されていません。しかし、遺跡が世界文化遺産に登録された場合、地区内を通る県道12号鱒ヶ沢蟹田線、県道14号今別蟹田線、遺跡に接する町道の沿道を中心に、屋外広告物の掲出圧が高まると想定されます。

田園と丘陵の緑豊かな景観が展開する現在の良好な景観を維持するためには、屋外広告物がほとんど設置されていない現状を維持していくことが必要です。また、屋外広告物が設置される場合には、県条例に基づく基準に加え、周辺景観との調和を要請する必要があります。

そこで、県条例に基づく定量的な基準に加え、同条例第10条に基づく許可基準及び景観法に基づく「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を配慮事項として定め、屋外広告物の誘導を図ります。

大平山元遺跡周辺地区における屋外広告物の表示等の制限に関する方針

- ・屋外広告物の設置は極力避けること。
- ・必要最小限の表示面積、高さ、数量とすること。
- ・屋外広告物が遺跡内から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えない位置、規模、形態、意匠、色彩とすること。

第4章

計画の運用に関する事項

第4章

計画の運用に関する事項

1. 各主体の役割

現在の本町の魅力ある景観は、町を囲む陸奥湾、津軽海峡、中山山地の山々や、山から海へと流れる蟹田川等の豊かな自然環境の恩恵を受けながら、大平山元遺跡等が示す古代から続く人々の営み、事業活動等の積み重ねによってつくられてきたものです。

そのため、景観づくりには、町民、事業者、行政が協力して取り組むことが重要です。

それぞれの主体は、以下のような役割を認識するとともに、相互に連携して景観づくりの取組みを進めていきます。

(1) 町民の役割

- ・町民は景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりに関する関心や外ヶ浜町の歴史・文化に関する理解を深め、自主的かつ積極的に景観づくりに努めます。
- ・行政等が実施する景観づくりに関する施策や取組みに対し、積極的に参加、協力します。

(2) 事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が景観に影響を与える可能性があることを認識し、積極的に外ヶ浜町らしい景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・行政等が実施する景観づくりに関する施策や取組みに対し、積極的に参加、協力します。

(3) 町の役割

- ・外ヶ浜町景観計画を運用するとともに、景観づくりに関する施策や取組みを策定、実施します。
- ・公共施設等の整備を行う際は、外ヶ浜町らしい景観づくりの先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する町民や事業者等の意識啓発に努めるとともに、町民や事業者等による自主的な景観づくりへの支援や情報提供を積極的に行います。

2. 外ヶ浜町景観計画の運用

(1) 届出等の流れ

景観計画区域で届出対象行為を行う場合、外ヶ浜町では、「事前協議」と景観法に基づく「届出」の2段階の手続きが必要になります。

事前協議は、外ヶ浜町景観計画で定めた行為の制限の内容を町民や事業者の方に理解していただき、景観法で定められた届出手続きをスムーズに行うために設けられた制度です。計画や設計が変更可能な段階で事前協議を行い、着手の30日前までに届出を行うことになります。

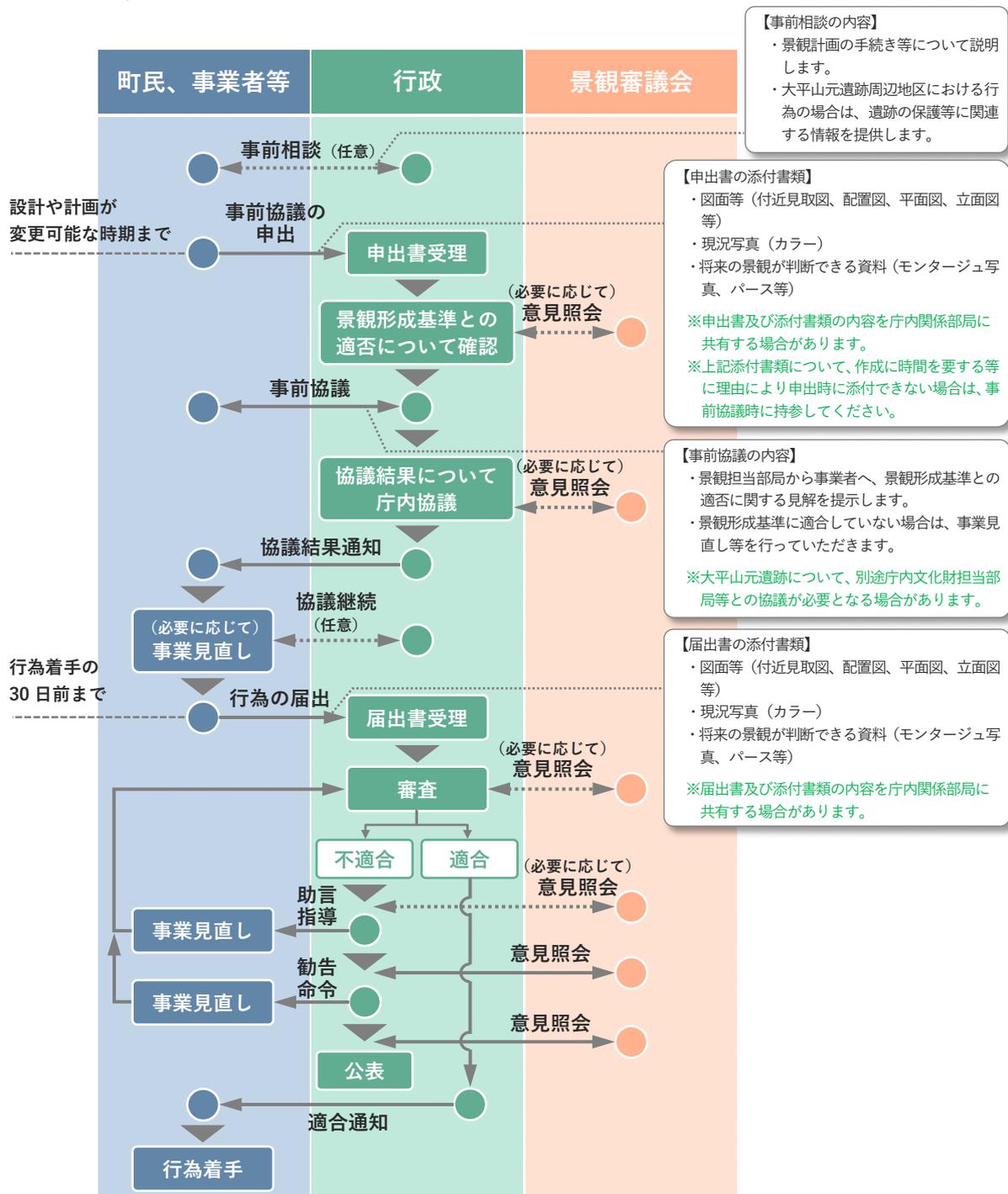


図 届出等の流れ

(2) 推進体制

景観づくりは、町民、事業者をはじめ、国、県、周辺市町村等との連携を図りながら、推進していきます。

● 外ヶ浜町景観審議会

外ヶ浜町景観計画の策定、届出行為に関する指導・勧告等、景観施策に関する審議を行います。また、行政に対して、景観づくりに関する助言を行います。

● 景観担当部局（外ヶ浜町総務課）

景観行政の円滑な推進を図るため、庁内関係部署、国、県等との協議や調整を図りながら、町民や事業者に必要な情報提供や助言、その他支援等を行います。また、外ヶ浜町景観審議会に対して、景観づくりに関する提案や必要な情報提供を行います。

● 外ヶ浜町都市計画審議会

外ヶ浜町景観計画の策定に対して都市計画の内容との整合に関して意見します。また、都市計画法に位置づけられた景観地区や風致地区等を今後指定する場合、これら地区内の規制に関する審議を行います。

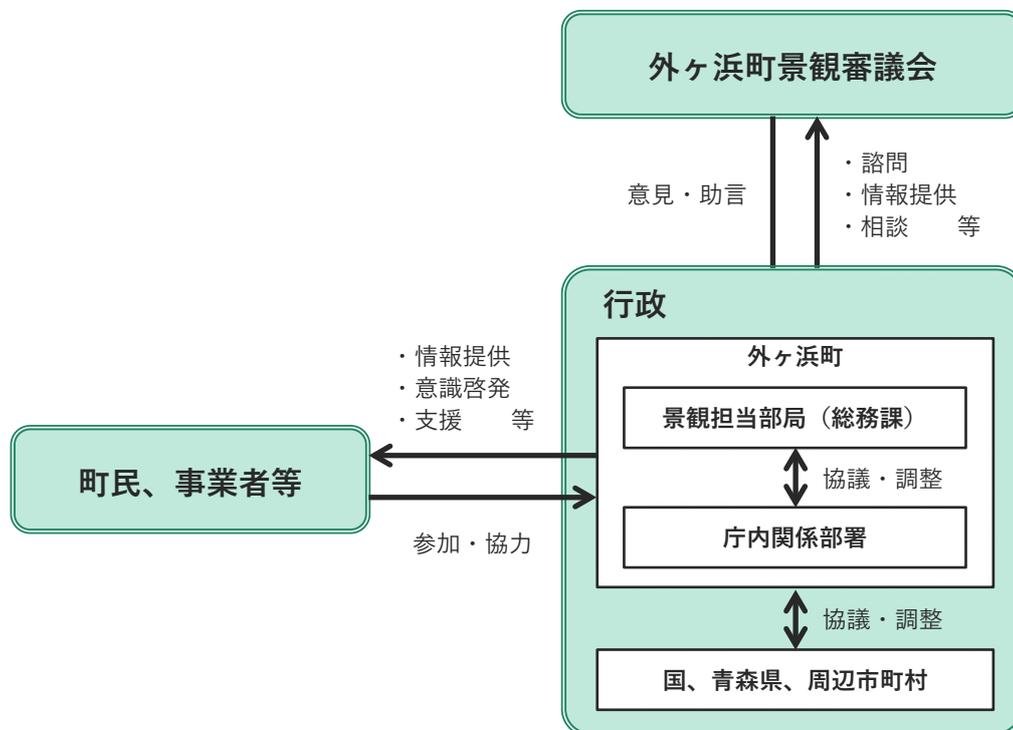


図 推進体制イメージ

資料編

資料編

景観計画の策定体制

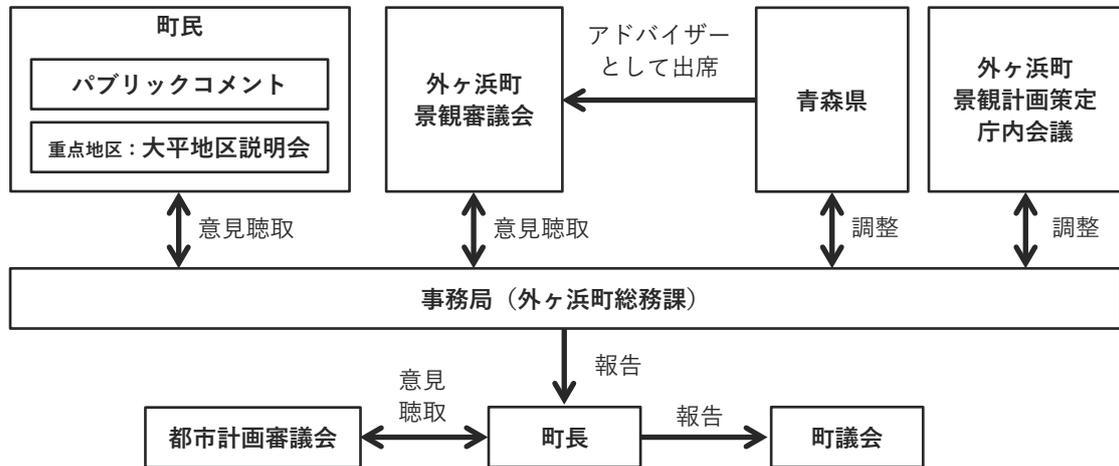


図 策定体制

表 外ヶ浜町景観審議会 委員名簿

(順不同 敬称略)

氏名	所属・役職	備考
野藤 勝雄	外ヶ浜町自治会連絡協議会・会長	会長
齊藤 勲	外ヶ浜町自治会連絡協議会・副会長	
伊藤 達男	外ヶ浜町自治会連絡協議会・副会長	
笹木 耕一	大平地区会・区長	副会長
宮田 宏志	外ヶ浜町商工会・副会長	
松尾 豊彦	外ヶ浜町建築会・会長	
佐々木 文武	外ヶ浜町文化財保護審議会・会長	

景観計画の策定経緯

表 策定経緯

年月日	会議等
2019年	9月26日 第1回外ヶ浜町景観計画策定庁内会議
	10月10日 第1回外ヶ浜町景観審議会
	11月27日 第2回外ヶ浜町景観計画策定庁内会議
	12月13日 第2回外ヶ浜町景観審議会
	12月27日 重点地区：大平地区説明会
2020年	5月1日 外ヶ浜町景観条例施行
	5月1日～5月30日 外ヶ浜町景観計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）大平地区意見聴取（書面協議）
	6月1日～6月12日 第3回外ヶ浜町景観計画策定庁内会議（書面協議）
	6月1日～6月16日 都市計画審議会に意見聴取（書面協議）
	6月15日 景観行政団体に移行
	6月23日 第3回外ヶ浜町景観審議会
	7月1日 外ヶ浜町景観計画策定・外ヶ浜町景観条例施行規則施行

外ヶ浜町景観計画

令和2年7月

〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2

TEL : 0174-31-1111

FAX : 0174-31-1215

E-mail : soumu@town.sotogahama.lg.jp
